

## □ 『被服廠跡』が伝える関東大震災の震災死亡者調査

立命館大学歴史都市防災研究所客員研究員 北原糸子

## はじめに

今年2023年はいうまでもなく、関東大震災から100周年を迎える。100年前のこの災害では、死者は10万5千人にもものぼる。そのうち、当時の東京市と横浜市の死者は9万人以上にものぼり、圧倒的多数の人々がこの両市の火災によって命を失った。大正デモクラシーと呼ばれるこの時代は、第一次大戦後の好況によって工業化が進みつつあり、新しい時代の空気を受けた若者に限らず、多くの人々が田舎から都市に出てくる、いわば都市化が急激に進んだ時代であった。しかしながら、彼らは夢を抱いて上京してきたにも拘わらず、不幸にもそれまでは経験したことのない大災害に遭い、命を落とした者も少なくなかった。

もちろん、火災の中を生き延びた人々も多くいた。しかし、彼らは生き延びたとしても、被災地の東京市の中心部の43%を焼失、230万人の人口の約7割160万人が被災、横浜は45万人人口の約9割、41万人が被災したとされている状態では、被災地に留まっていたは救済も得られない状況となる。政府は、被災者の鉄道や船の無賃乗車を認め、東京や横浜の被災地を離れ、田舎の実家などへの一時的避難をする方策を進めた。このことが被災者の地方への避難を一気に促進したのである。しかしながら、当初は誰がいつどこへ逃れたのかについて全く調査も手付かずであった。漸く地震

発生から2カ月半を過ぎた11月15日、多少震災の当初の混乱が落ち着き、戒厳令の解除が公布される時期に、全国へ逃れた被災者の人口調査を実施して、地震の人的被害の全貌を掴む調査が実施された。

しかし、震災当日すでに大量に発生した焼死者や川中へ逃れた溺死者などについては、遺体の腐敗などの問題もあり、死者の名前の確認もされずに焼却処置となった。生存者の調査に併せ、家族の死亡の有無は調査されたものの、統計的な調査では個々の死亡者の名前などの詳細に至るまでの調査には及ばなかった。生存者についても、死亡者についても、統計的な集計結果はまとめられたものの、個々の被災者、特に死亡者について、東京市において震災記念堂が建立され、収めるべき霊名簿の問題が浮上するまで手付かずの状態だったのである。ここでは、特に個々の死亡者についての調査がどのように行われたのか、残された資料から考えてみようと思う。

ここに『被服廠跡』という書籍がある。これは、昭和7年（1932）3月に、財団法人東京震災記念事業協会清算事務所が刊行、序文に清算人として東京市長永田秀次郎の謝意を掲げる全436頁の冊子である。関東大震災で死亡した人々の慰霊のために、多数の焼死者が出た被服廠跡地に震災記念堂（現東京都慰霊堂）を建立した経緯及びそこに奉納すべき霊名簿の作成、さらに震災記念の關係

資料の展示をするための復興記念館の竣工など一連の作業が、多くの人々の弔意に基づく寄付金によったものであったことから、多数の寄付者へ謝意を表わす事業報告とするものであった。非売品であり、一般の人々が簡単に手にするものではなかったと思われるが、現在は東京都慰霊堂（震災記念堂及び復興記念館）の URL からダウンロードできる。

本書に基づいて、すでに震災記念堂あるいは復興記念館がどういう経緯で建立されたかについては、いくつかの論文が発表されている（高野、2010；森田、2021）。

そこで、わたしは今まであまり論じられたことのない震災死亡者はどのようにして調べられたのかを本書を手がかりとしつつ、その他の関係資料などに基づいて検証してみることにしたい。

わたしたちは東日本大震災を同時代の大災害として経験した。この災害での大量の溺死者や流死者の遺体検証のひとつの手立ては、DNA によるものであったことが知られている。100年前の大量死の災害では DNA などは勿論考えられない時代であったから、関東大震災の死者10万5千人の約90%近い大量死が出た東京市や横浜市では、震災犠牲者個人がどのようにして特定されたのかと想うことしばしばであった。

## 1. 『被服廠跡』に記された震災遺体処理

### 1-1. 遺体収容と火葬

ここにあげた『被服廠跡』は、すでに述べたように、震災記念堂の建立に際して、核となる東京府・市の震災死亡者の霊名簿を奉納すべく調査をした経緯が簡単に述べられている（第十章第1節、144～162頁）。

それによれば、各所に散在した焼死体、圧死体、溺死体の処置は最も緊急を要したので、東京市、警視庁、各区が全力で遺体処分に没頭したという。その作業は、陸上の遺体4万8131体の収容に自動

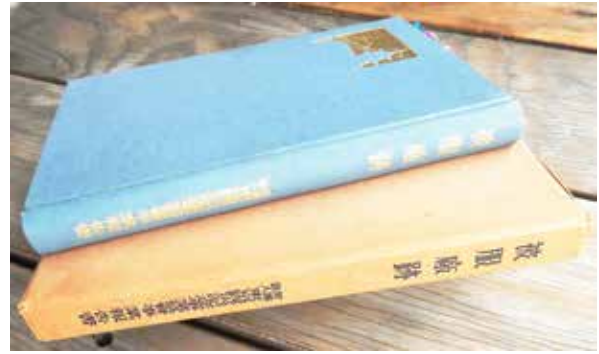


図1 被服廠跡

車237台、労働者8300人余、河川の遺体1万525体の収容に船舶146艘、労働者1500人を要し、総計5万8656体の遺体を9月末までに総経費10万8734円を以て収容した。さらに引き上げられた約6万弱の遺体は、既設の日暮里火葬場のほか、仮の火葬場12カ所で火葬した。そのうち最も多数の遺体を火葬したのは本所被服廠跡の4万9821体であったとする。この火葬骨となった遺体は、遺体の集積した場所ごとに分け、納骨甕及び納骨箱126に納められてそれぞれの仮納骨堂に保管されたが、遺骨引渡しを希望する遺族への分骨作業を済ませた後に、震災記念堂竣工に際して再火葬されて特注の磁器箱260個に納められ、現在に至っている。

### 1-2. 遺体の特定作業

これまでの説明では、収容された個々の遺体について特定はなされていないことがわかる。当時の東京市長永田秀次郎は大量の震災遺体に相当に苦慮した。彼は9月3日に、被服所跡を含め市内で最も多くの焼死体が出た本所区に対しては、9月5日迄は所定の場所に保管し、引き取り人がいない段階に至り火葬に付すことを区長に命じたとされる。本所区では収容遺体4万8821体のうち1566人から届け出があり、その後9月5日～20日までに焼却して仮納骨堂に納めたという（『東京震災録』別輯103頁）。

永田は震災発生の1923年から1924年までと、震災記念堂竣工の1930年から1933年まで、いわば震

災発生時と東京が復興なった時期の二度に亘って東京市長を務めた震災に因縁深い方である。市長として彼がもっとも気がかりであった点は、名前も判らないままに震災の遺体を火葬に付すことを命じざるを得なかったことであった。

しかしながら、震災記念堂に納めるべき霊名簿は個々の霊名が明らかにされなければならない。そこで、震災記念堂竣工が迫る時期の1927年2月、霊名簿の作成作業を始めた。この作業は個人の機微に触れるところでもあり、一種公的な作業としての位置づけが必要であったから、財団法人震災記念事業協会を立ち上げ、震災死亡者の調査を始めた。その基礎作業として、「震災死亡者調査表」を作成することにし、その調査方針が以下のように定められた（第十章第二節、156～162頁）。

霊名調査方針として掲げられた項目は以下のようであった。

1. 調査範囲 大正十二年大震火災に因り東京府下に於て遭難死亡したる者に付調査すること。
2. 調査事項 死亡者氏名、男女の別、生年月日、本籍地、死亡場所。
3. 調査方法
  - イ、当該区、町村保管埋葬認可証下付申請書に依り調査すること。
  - ロ、当該区、町村保管御下賜金下付申請書に依

り調査すること。

ハ、東京市役所保管死亡者遺骨引渡控簿に依り調査すること。

ニ、新聞広告に依り遺族、知己等より直接申告を求め調査すること。

ホ、前四項を照合し認定し難きものは本籍地に紹介等の手続きを経決定すること。

以上の調査方針の許に、1927年2月28日、調査カードを付して各区長、府下市町村長に調査方を依頼したと記されている。

### 1-3. 調査カード「震災死亡者調査票」について

さて、以上の調査事項、調査方法などを勘案すると、以下に示すカードがまさにこの調査票であることは明らかであり、この調査票は東京都慰霊堂に保管されている。現在公開されていないが、わたしは10年ほど前にカードの一部の撮影許可を受け、ある程度の集計を試みたことがある。その結果、3点の論文を発表した（北原、2012a; 2012 b; 2012c)。当時の論文で使用した死亡者カードの原票については既発表ということもあり、公開してもよいとされているので、ここにカード原票を写真掲載する。そこで、関東震災死亡者の実態については、すべての「震災死亡者調査表」の集計整理が済めば、今後明らかになるだろうと思



図2 震災死亡者調査表（表）  
東京都復興記念館蔵

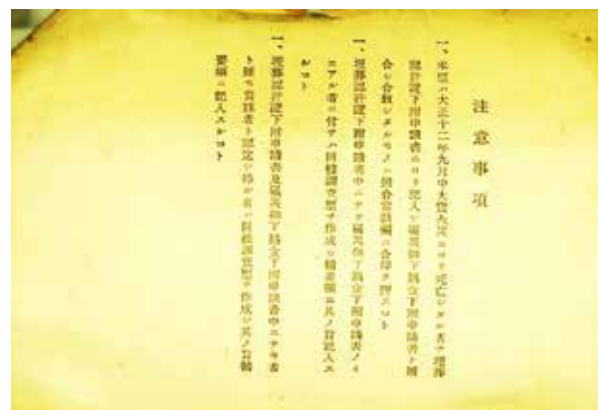


図3 震災死亡者調査票（裏）  
東京都復興記念館蔵

われる事柄について予め考えておきたいと思う。

図2(表)の項目には、以下の項目が記されている

小石川区

佐野\*\*男 生年月日明治二七年\*\*月\*\*日

本籍 本郷区妻恋町\*

住所 北豊島郡西巢鴨町向原\*\*\*

死亡場所 東京工廠内

摘要 御下賜金申請 済⑩

照合(御下賜金下付申請書)「レ」点のチェック

例外 府

申告(空欄)

### 図3(裏)

注 意 事 項 (要点のみを摘記)

1. 埋葬認許証下付申請書+罹災御下賜金申請書  
下付
2. 罹災御下賜金申請書のみ
3. 埋葬認許証下付申請書、罹災御下賜金下付申請書のいずれもナシ
  - ・3の場合については震災死亡の当該者と認められた者

このカードの記載事項を、先の1章2節に示した「調査方法」と照合してみよう。すると、見事に照応する。埋葬認許証及び罹災御下賜金に関する申請書の有無を手掛かりに死亡者が判明したものは上記の「注意事項」の1,2に該当する。さらに上記3項の埋葬許可申請書も御下賜金下付申請書もない場合については、新聞広告によって遺族が申請した場合や本籍地に問い合わせるとされた条件に対応することは明らかだからである。つまり、この「震災死亡者調査表」こそ、まさに東京府・市で震災死亡者の霊名簿を作成するために調査した原票であることがわかる。このカードは、現状ではすべてが解読、整理されているわけではなく、現在保管されている東京都慰霊堂の三階倉

庫内に木製(桐材)の五段、四列の特製筆筒に死亡者の苗字のイロハ順にまとめて収められている。筆筒の一箱分にはほぼ2500枚の「震災死亡者調査表」(10cm×15cm)があると推定されることから、全体では約5万枚ほどのカードが蔵されていると考えられる。

### 1-4. 死亡者確定の条件—御下賜金について

調査に際しての以上の「注意事項」のうち、1の埋葬認許証下付申請書は、遺体を埋葬するために居住する市町村の役所に埋葬許可を得なければならない。これは震災死亡者に限ったことではないから、一般的に理解はできる。「罹災御下賜金申請書」については多少の説明が必要だろう。文字通り、震災被災者が御下賜金(恩賜金)を受けるための申請書の有無が必須の条件とされたということである。

1923年9月3日、摂政宮(後の昭和天皇)は、病氣療養中の大正天皇に代わり、震災に際して天皇の内帑金(天皇が自己裁量できる手元金)から1千万円を下賜する「御沙汰書」(国民への通知)を言明した。この御下賜金について、内務大臣後藤新平は9月16日にその処分方法を閣議に請議し、4日後の20日に閣議決定されている。その内容は震災の被災者(死亡者、全焼・全壊、半焼・半壊、負傷)には内外を問わず現金で与えるというものであった。ただし、9月半ばの段階では震災の被災者全体が把握されていないから、例えば、死亡者1に対してと全焼・全壊は戸主1に対して10の割合、半焼・半壊と負傷の5の割合というように率で示された。震災から2カ月半後の11月15日に、社会局が国勢調査並の震災被災者を全国的に調査して被災の実態と被災者全体の数値を把握した。それを踏まえ、死亡者は一名16円(現在の金額に換算すれば、恐らく3000倍として約5万円程度)、全焼・全壊は該当戸の戸主に12円(3万6千円程度)などと定められ、死亡者についてはその遺族に御下賜金が与えられることに

表1 死亡場所別霊名数

区、他	霊名確定数
麴町区	209
神田	749
日本橋	720
京橋	278
芝	252
麻布	35
赤坂	91
四谷	7
牛込	46
小石川	95
本郷	124
下谷	278
浅草	2,239
本所	28,677
深川	3,478
府下	1,197
不明	351

『被服廠跡』160頁

内外人ヲ問ハス総テ之ヲ下付ス」とされた。「拝受資格ノ有無ハ市（区）町村長之ヲ決定ス」として、申告期限は告示日より2ケ年間とする詳細な規程が告示された（『警視庁・東京府広報』号外、大正12年11月16日）。東京府の公文書では、御下賜金と表現せず恩賜金としている。

さて、話を死亡者調査の結果に戻そう。注意事項三項の認定条件に基づいて、東京市各区および郡部各市町村に「震災死亡者表」を配布し、三項の条件に沿う死亡者を記入して戻されたカードが今問題としている「震災死亡者調査表」である。

そして戻されたカードの集計結果から、3万8826名の霊名が確定されたのである。『被服廠跡』に掲載された集計結果を、表1に示した。

### 1-5. 調査項目からわかる震災死亡者の実態

「震災死亡者調査表」の各項については1章2節に示した通りだが、この項目に基づいて、いくつかを集計すると、興味深い事実が浮かび上がる。図2（表）の佐野某氏を含む一箱分のカード数は2013枚（女性1064枚、男性949枚）だが、項

なったのである。

このことについて、東京府広報は、恩賜金（御下賜金）授与規程を詳しく定めている。例えば、「住宅全潰」は、家屋全部を新しく再建しなければ住めない場合であり、震災地に世帯を構えた者に限るが、死亡者、負傷者および行方不明者については、世帯を構えていたかどうかは問わず、震災時に被災地に居住か滞在した者であること、また、「恩賜金ハ

目「死亡場所」欄を検索すると、次のような結果が確認できた。

#### 死亡場所：

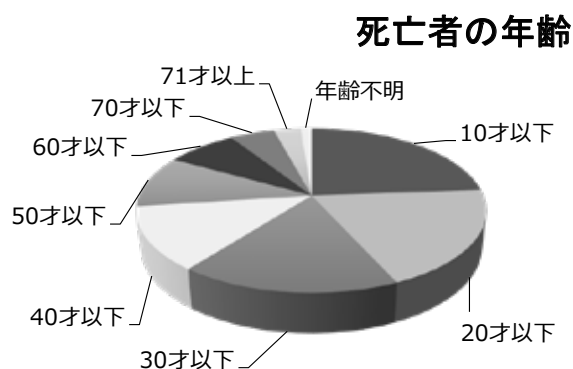
- \* 橋下・橋際など 26件（鎧河岸川中17件、江戸橋川中1、小網河岸1、橋下8）
- \* 王子町東洋紡績（女性11—年齢10代3名、20代6名、30代1名、不明1名）
- \* 新吉原 25件（女性18、男性7；新吉原遊郭を含む）
- \* 田中町 10件（田中小学校を含む）
- \* 神田駅 8件（男性5、女性3）

項目「死亡場所」のような結果は、すでに証言などで川の中に多くの遺体があったことが記録されていることと照合する事実が確認できる。ここにあげた検索結果から、恐らく河岸などの近く、あるいは橋から転落した場合なども含まれていることが想像できる。多くの死亡者が出た田中小学校の例を証明するかのようには、このカード箱では全体の25分の1に過ぎないとはいえ、ある程度のまとまった死亡者が出た場所であったことがわかる。神田駅では男性5人、女性3人の死亡が検索されたが、神田駅焼失の様子が9月4日撮影の陸軍航空学校による航空写真が残されている。それによれば、神田駅周辺はほとんど焼失し、高架上の駅舎も焼失した様子がうかがえるから、死亡者は周辺からの火焰に巻き込まれ、逃げ場をうしなったのではないだろうか（『写真集 関東大震災』神田駅周辺、42頁）。新吉原は遊郭を含む場所だが、女性18名の死亡が検出されている。年齢的にはばらつきがあり、必ずしも若い女性ばかりではない。しかし、王子町東洋紡績会社の死亡者の例では10代、20代、30代が多数を占める。彼女らの本籍地は新潟県3名、栃木県2名、宮城県2名、茨城県、秋田県、東京府下小岩村が各1名であるから、この検出例では地方からまともに出稼ぎに来た若い女工たちというわけではないが、他のカード箱の分析が進めばそうした点も明らか



になるのではないかとと思われる。

このカード箱2013件全体の年齢構成は、以下のようなグラフで表示できる。



一箱分の年齢構成	
年齢	人数
0～10	480
11～20	391
21～30	346
31～40	250
41～50	207
51～60	156
61～70	99
71以上	60
不明	24
合計	2,013

この年齢構成からは、30才以下が60%を占め、40才以下では全体の70%を占めるから、相対的に死亡者は若い層が多かったといえる。しかし、当時の東京市の年齢構成全体がそもそも若年層が多かったことが考えられるから、それらのデータを踏まえなければ、死亡者に若い層が多かったとは断言はできない。しかしながら、このカードから震災死亡者の実態が一定度の蓋然性をもって把握できることは間違いない。

## まとめに換えて

### \* 遺体数の差について

さて、もう一つ重要な事実を書き加える必要がある。これまで、「震災死亡者調査表」作成の目

的は竣工する震災記念堂に納めるべき霊名簿の調査のための作業であった。しかし、それ以前に、各地に放置されていた遺体を火葬し、総計5万8656体の遺体を1923年9月末まで仮納骨堂に納めた事実について述べた（第1章1節）。したがって、この段階で東京市の震災死亡者の遺体5万8656体がすでに確認されていたが、その後、分骨希望者からの遺骨分与希望が1万7384件あり、1924年8月末までに引き渡しを終了したという。すると、残る遺骨4万1272件となる。この段階ではまだ死亡者の名前がすべて確定しているわけではなかった。震災死亡者調査の作業に基づいて霊名簿が確定し、震災記念堂に奉納された霊名は3万8826名、霊名未確定は2446件となる。この未確定分については諸霊として震災記念堂に納めたとされている。

震災記念堂は東京府・市の震災死亡者の霊を供養するための施設であり、霊名簿は当時の東京府の行政区に限られたが、統計上の死者の数はそれを上回る。1923年11月15日の国勢調査に準じた震災被害調査の集計結果は、東京府全体で7万497人、東京市のみでは6万8660人とされた（社会局、1926）。1923年9月末の市内各所の火葬遺体総数5万8656体であるから、東京市での統計上と火葬遺体実数との差は、1万0004件となる。この1万余件の遺体の差をどう考えるかという問題が残る。国勢調査並の震災調査によって得られた東京市の死亡者は統計上の数値であり、1923年9月末の火葬遺体の実態数である。津波による流死が圧倒的に多かった東日本大震災の例と火災による焼死が圧倒的に多い関東大震災の死亡者数を単純に比較することが妥当かどうかは問題だが、大災害においてはすべての遺体が確認できるとは限らない。したがって、これらの統計上の数値と火葬の現場の遺体実数など、それぞれの場での確認遺体数に差が出ることは当然在り得ることとしなければならぬだろう。統計書類が整っているとされている関東大震災の場合においてさえ、こうした事態

だったのである。

さらにもう一つ、震災死亡者の霊名簿に関わる事柄がある。それは、当時の東京市長永田秀次郎が個人として建立した震災死亡者の霊牌堂建立に納めた霊名簿である。

#### \* 高野山関東大震災霊牌堂の霊名 5万4700人

高野山奥の院には当時二度目の東京市長職にあった永田秀次郎(1876～1941)が1930年11月9日に個人で建立した「震災霊牌堂」がある。その建立願文には、

茲に我が多年の心願を遂げて、高野山奥の院のほとりに関東震災霊牌堂の建立を見た事は、さながら我が身の重荷を卸せし心地せらる。・・・殊に数万の屍を集めて、格別の法要をも営まず、夜中一週間に亘り之を焼き盡したるは、洵に止むを得ざる処置なりしとは云えど、心中実に痛苦に堪えざり所なり

と当時の胸の内を吐露し、続く願文で

- この霊牌堂の地下に一万年保存を願って、震災死亡者の邦人5万4500人、外国人200人の霊名を永田の出身地淡路島の淡陶社製のタイルに焼き付け、また保存に堪え得る特製の和紙に霊名を記し地下に納めた。
- 霊名の調査は、各府県知事、各国大使館公使館に依頼し、府県知事は各町村戸籍吏からの報告を得るのに三年余を要した。としている。



このタイルはすでに坂口英伸氏によって発掘・整理され、報告もなされている(坂口, 2014a, 2015b, 2015b)。坂口氏がそもそもこの発掘を思いついた理由は、このタイルを霊牌堂に納めた永田の意図は一万年の霊名簿の保存を記して埋納したとされていることから、タイムカプセルに強い関心を持つ坂口氏は、高野山にタイルの見聞を願った。その結果、ここに1930年埋納されてから75年を経た2015年に、カビなどを洗い流して、高野山が指定する保存場所に別置して現在に至っているという。タイル(18mm×240mm×10mm)の表裏に1面75名、表裏2面に150名の霊名が焼き付けられ、蓮華唐草文の装飾で縁取られているという。震災で死亡した皇族三名、高野山霊牌堂建立と霊名簿埋納の由来、願文などが焼き付けられたタイルも含まれているというが、タイル全体の霊名数は調査されていない。坂口氏のタイムカプセルの関心から、この一万年保存を期したタイルと特製和紙による霊名簿埋納は、近代日本の最初のタイムカプセルとして位置付けられるという。したがって、関東大震災はこの面から特筆されるべき事柄だとするのである。

残念ながら、わたし自身はまだそのタイルそのものを閲覧が叶えられていないから、詳細をここで紹介することはできないが、いずれ閲覧する機会が得られると期待している。

以上、震災死亡者の霊名簿をめぐる事実を追って、高野山の霊牌堂に行き着いた。ここまでの経過を見てくると、公人としての永田市長と私人としての永田秀次郎が交差する想いのなかで成し遂げられた霊名簿作成であったことはわかる。とはいえ、関東大震災による大量死は、永田個人の想いを超え、今に引き継がれるべき多くの問題を残している。たとえば、永田の公私の区別なき感覚、宗教上の故人の遺志への配慮、今後発生が確実に予測されている大災害時の死亡者への対応など、いずれも深刻な議論を引き起こす問題群であ

る。100年前の大震災から学ぶべき事柄は多いが、100年後の現代社会はそのまま当時の処置が適用されるほど単純ではない。100年前の大災害への対応の実態は、今こそ、わたしたちに真摯な議論を構える覚悟が必要なことを迫る。

#### 【参考・引用文献】

- 社会局, 1924, 震災調査報告書, pp.162、統計表 pp.141
- 東京市, 1926, 東京震災録・別輯, pp.1010.
- 内務省社会局、1926、大正震災志・上巻、pp.1236.
- 財団法人東京震災記念事業協会清算事務所, 1932, 被服廠跡, pp.436.
- 永田秀次郎, 1942, 永田秀次郎選集, 潮文閣.
- 高野宏康, 2010, 「震災の記憶」の変遷と展示—復興記念館および東京都慰霊堂所蔵・関東大震災関係資料を中心に—, 年報非文字資料研究(6) 神奈川大学非文字資料研究センター, 46—50.
- 北原糸子(編), 写真集関東大震災, 2010, 吉川弘文館, pp.420
- 北原糸子, 2011, 関東大震災の社会史, 朝日新聞出版, pp.370
- 北原糸子, 2012a, 関東大震災における避難者の動向, —『震災死亡者調査票』の分析を通して, 災害復興研究, 4号.
- 北原糸子, 2012b, 関東大震災の被災者の動向, 日本史研究, 598号.
- 北原糸子 2012c, 関東大震災における下賜金について, 関東大震災 記憶の継承—歴史・地域・運動から現在を問う. 日本経済評論社.
- 坂口英伸, 2014a, 東京美術学校と関東大震災, 東京芸術大学美術学部紀要, 52号.
- 坂口英伸, 2015a, 「大正十二年関東大震災歿死者名簿」について, タイル, 85号.
- 坂口英伸, 2015b, モニュメントの20世紀, 吉川弘文館.
- 森田祐介, 2021, 1931年から2019年にいたる復興記念館の展示の変遷, 歴史地震, 36号, 57—73.